

契約
解除

訪問販売・マルチ商法などの契約解除には、 「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

クーリング・オフとは、訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。電子メールや事業者のウェブサイトの専用フォームなどの電子媒体に加え、ハガキで通知することもできます。

■クーリング・オフの手続き手順（メール等の場合）

- 1 契約書面を受け取った日を含めて8日または20日以内に通知します。
- 2 送信したメールは大切に保存してください。ウェブサイトの専用フォーム等は、画面のスクリーンショットを大切に保存してください。
- 3 支払ったお金は、全額返金を要求できます。商品の引き取り費用は事業者負担です。

※ハガキで通知する場合は、両面をコピーし「特定記録郵便」か「簡易書留」で送ります。コピーは大切に保管してください。

■クーリング・オフができる期間は下記のとおりです。

- 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールス等）
- 特定継続的役務提供（エステティックサロン・語学教室等）
- 電話勧誘販売
- 訪問購入（いわゆる訪問買取）

8日間

- 業務提供誘引販売取引（サイドビジネス商法等）
- 連鎖販売取引（マルチ商法）

20日間

◆通信販売は、原則クーリング・オフができません。◆消耗品（化粧品・健康食品）で使用した分は、原則クーリング・オフができません。

クーリング・オフの適用には条件があるので、詳しくは消費生活センターに相談してください。

困ったときには、消費生活センターにご相談ください。

埼玉県消費生活
支援センター

川口

☎048-261-0999

〒333-0844 川口市上青木3-12-18 SKIPシティA1 街区2階

熊谷

☎048-524-0999

〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎3階



●お近くの消費生活相談窓口へはこちら➡ 消費者ホットライン ☎188

消費生活センターってどんなところ？

消費生活センターでは、商品を購入したり、サービスを利用した際の販売方法・契約・品質・価格など、消費者と事業者間のトラブルに関し、専門の消費生活相談員が、解決のための助言、あっせん、情報提供などを行っています。
これまで、仕方がないと解決をあきらめていたトラブルはありませんか？
困ったときはひとりで悩まず、すぐに相談してください。

悪質商法かも!? 勧誘されたら188番

楽しく
稼げる



サイドビジネス
商法

簡単に
もうかる



マルチ商法

今日だけ
割引



美容に関する
トラブル



言われたこと
あるかも!

BOKU
KAMOKAMO...
© YUKI ISHII

関東甲信越ブロック 若者向け悪質商法被害防止キャンペーン



彩の国
埼玉県

お近くの消費生活相談窓口
につながります 消費者ホットライン ☎188

埼玉県消費生活支援センター

川口 ☎048-261-0999

熊谷 ☎048-524-0999

【受付時間】 9:00～16:00 月～土（祝日・12月29日～1月3日を除く）

※土曜日の来所相談は事前予約制です。詳しくはホームページでご確認ください。



さいたまっちょ



コバトン



ホームページ



X

ウマイ話には裏があるかも…！ 困ったら、一人で悩まず **すぐ相談！**

マルチ商法

商品の購入やサービスの契約をして販売組織の会員になり、他の人を勧誘して入会させると紹介料がもらえる商法。商品購入後、「人を紹介すれば収入が得られる」と告げられるマルチまがい商法もあります。



ウマイ話はない！

カモにならないために…

- 「簡単にもうかる」といったウマイ話は信じない！
- 友達やアプリで知り合った人から誘われても、きっぱりと断る！

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも！
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

美容に関するトラブル

SNS広告等を見て、安いと思い店舗に行ったところ、高額な美容関連のコースを勧誘される等のトラブルが多く見られます。



ちゃんと確認して！

カモにならないために…

- 「今日契約するなら割引」などの勧誘に、あわててその場で契約せず、持ち帰って慎重に判断する。
- 必ず契約時に申込書面の内容(施術期間、回数、契約額)と支払方法(特に分割払の総額)を確認する。
- 契約前に身体へのリスクや安全性について説明を求め、検討する。

サイドビジネス商法

「副業や内職で簡単に収入を得られる」等と勧誘し、仕事に必要があるとして商品やサービスを購入させる商法。



カモにならないために…

- 「簡単に稼げる」「気軽に始められる」ことを強調する広告やランキングサイトを、うのみにしない！
- 作業内容や利益のしくみが分からなければ契約しない！

こんな目にあってしまうかも…

- 実際は全くもうからず、商品等を購入するためのローン(借金)だけが残ることも！
- 知人・友人を勧誘するしくみのため、あなた自身が加害者になることも…

緊急時サービスに関するトラブル

ネット広告等を見て安いと思い依頼したところ、想定より高額な請求を受けたというトラブルが多く見られます。



カモにならないために…

- ネット広告の最低価格をうのみにしない。
- 作業前に見積書もらい、作業内容や、出張料、キャンセル料などを確認する。
- 市販の殺虫剤を準備するなど、日頃から害虫対策をしておく。

こんなケースにも注意！

トイレの詰まり修理や鍵紛失時の開錠などを、ネットで検索した安い業者に依頼したところ、追加作業を勧められ、高額請求される。